

大阪市告示第515号

次の施設に係る利用料金について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第16条の2第3項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和7年4月8日

大阪市長 横山英幸

1 長居陸上競技場等の代行施設の利用料金

施設名	単位	区分	利用料金
長居植物園	1人1回	高等学校又は高等専門学校（これらに準ずるものを含む。）の生徒及び大学（これに準ずるものを含む。）の学生	200円
		大阪市立自然史博物館の常設展示場の観覧券を提示した者	0円
	1人1年	高等学校又は高等専門学校（これらに準ずるものを含む。）の生徒及び大学（これに準ずるものを含む。）の学生	1,000円

2 実施年月日 令和7年4月1日から

（建設局公園緑化部調整課）